

# 浜松市浜北観光協会規約

(名 称)

第1条 本会は浜松市浜北観光協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は事務所を浜松市浜北区貴布祢109番地の4(浜北商業協同組合内)に置く。

(目 的)

第3条 本会は浜北区の区域の観光施設及び郷土文化施設の整備拡充に努め、内外観光客の誘致を図り、併せて郷土産業と経済の発展並びに住民の福祉増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 観光宣伝事業の実施
2. 観光資源の調査研究、保存並びに開発
3. 観光施設の整備拡充計画及び促進
4. 観光事業に関する情報の収集
5. 観光事業の育成及び振興
6. その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は浜北区の区域における観光に関係を有する各種業者・会社・組合・団体その他本会の目的に賛同する者をもって組織する。

- 2 次に掲げる者(団体又は共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者)は会員となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（個人である場合はその者を、法人である場合には無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっていると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### （役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- |       |    |        |      |       |     |
|-------|----|--------|------|-------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 3～5名 | 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 2名 | 5. 会計  | 2名   |       |     |

#### （役員を選出）

第7条 本会の役員を選出は次による。

1. 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。
2. 会長・副会長及び会計は理事の互選とする。

#### （事務職員）

第8条 本会に次の事務職員を置く。

2 幹事及び書記若干名を置き会長が委嘱する。

(職 務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代理する。
3. 理事は会長の指揮を受けて本会の運営にあたる。
4. 監事は会計の監査を行う。

(任 期)

第10条 本会の役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 役員は、後任者が選出されるまでその職務を行う。

(顧 問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は学識経験者及び関係官公署の長の中から会長が理事会に諮って委嘱する。

(賛 助 会 員)

第12条 本会に賛助会員を置く。

2 賛助会員は協会の趣旨に賛同して年度毎に、賛助会費（寄付金）を納め、入会した法人及び個人の会員をいう。

(会 議)

第13条 会議は総会・理事会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は毎年1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 3 理事会は随時開催する。

(議 決)

第14条 会議の議決は出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは議長が決める。

(議決事項)

第15条 総会及び理事会において議決すべき事項は次のとおりとする。

総会

- イ. 規約の変更
- ロ. 収支予算並びに事業計画
- ハ. 収支決算並びに事業報告
- ニ. 会費に関する事項
- ホ. その他必要と認める事項

理事会

- イ. 総会提出議案
- ロ. その他総会において委任せられた事項

(経費)

第16条 本会の経費は、会費・賛助会費・補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第17条 会費は毎年所定の納期に会費を納めるものとする。但し、総会の議決によりこれを課さないことができる。

2 会費の額・納付の方法は別に定める。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1. この規約は、昭和44年2月22日から施行する。
2. この規約は、昭和52年7月 2日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
3. この規約は、昭和58年6月29日から施行する。
4. この規約は、昭和60年6月25日から施行する。
5. この規約は、平成16年6月16日から施行する。
6. この規約は、平成17年7月 1日から施行する。
7. この規約は、平成19年6月15日から施行する。
8. この規約は、平成20年6月13日から施行する。
9. この規約は、平成22年9月24日から施行する。
10. この規約は、平成23年6月29日から施行する。
11. この規約は、平成24年6月19日から施行する。
12. この規約は、平成26年6月24日から施行する。
13. この規約は、平成27年6月23日から施行する。